

大口町告示第15号

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱（平成16年大口町告示第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「対象世帯主となった後に」の次に「、納税相談のうえ」を加え、「、短期被保険者証を」を「、別表の区分により短期被保険者証を」に改め、同条第2項を削る。

第13条中「世帯主」を「対象世帯主」に改める。

別表中「別表」を「別表（第9条関係）」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。